

「データ駆動経営人材育成プログラム」教材作成業務委託 総合評価基準

本資料は、本学が調達する「データ駆動経営人材育成プログラム」教材作成業務委託に係る入札の評価に関する基準について述べたものである。

1. 技術等の評価方法

技術等の評価（以下「性能等」という。）は、本学が作成する「データ駆動経営人材育成プログラム」教材作成業務委託 仕様書（以下「仕様書」という。）及び本「総合評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき、以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない性能等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている性能等であっても、性能等が本学としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは、評価の対象としないことがある。

評価基準に記載する性能等について、仕様書に記載する要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かを判定し、評価に応じて「評価項目」に示す範囲内で得点を与える。

仕様書に記載する技術的要件を満たしているか否かの判定及び「評価基準」に基づき付与する得点の判定は、本学技術審査職員において、仕様書及び「評価項目」に基づき付与する得点を判定し、仕様書その他の入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

2. 総合評価の方法及び落札者の決定方法について

入札価格及び性能等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のみに対して行い、「3. 総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。当該数値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した入札者であること。
- 仕様書で指定する技術的要件を全て満たしている提案をした入札者であること。

3. 総合評価の方法

(1) 総合評価の方法

総合評価は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者について、入札者の入札価格による得点【価格点】、入札者の申込みに係る性能等の評価の各評価項目の得点【技術点】の合計【総合評価点】が最も高い者を落札者とする。

総合評価点＝価格点＋技術点

(2) 配点

価格点と技術点の配点は次のとおりとする。

ア 価格点 100 点

イ 技術点 200 点

(3) 価格点の算出方法

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じた値とする。

$$\text{価格点} = \text{配点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \text{【小数点以下第 2 位四捨五入】}$$

(4) 技術点の評価基準と得点配分

技術点の各評価項目、評価基準及び得点配分については、「技術等の評価得点配分表」のとおりとする。

技術等の評価得点配分表

仕様書 項目番号	評価項目及び評価基準	得点
	1. 教材作成業務の実施方針 [100 点]	100
3.2	オンデマンド教材作成業務 仕様書に記載の作成内容を踏まえて、教材作成の実施方針、実施体制、プロセス、作業期間等が明確に示されていること。受講生の理解促進や授業の円滑な遂行の観点から、仕様書で示した作成内容の留意点以外の独自の提案や工夫がされていれば、その内容に応じて加点する。	40
3.3	ケース教材作成業務 仕様書に記載の作成内容を踏まえて、教材作成の実施方針、実施体制、プロセス、作業期間等が明確に示されていること。受講生の理解促進や授業の円滑な遂行の観点から、仕様書で示した作成内容の留意点以外の独自の提案や工夫がされていれば、その内容に応じて加点する。	25
3.4	PBL 教材作成業務 仕様書に記載の作成内容を踏まえて、教材作成の実施方針、実施体制、プロセス、作業期間等が明確に示されていること。受講生の理解促進や授業の円滑な遂行の観点から、仕様書で示した作成内容の留意点以外の独自の提案や工夫がされていれば、その内容に応じて加点する。	25
3.5	企業ニーズ調査報告書 企業へのニーズ調査の実施方針、実施体制、プロセス、作業期間等が明確に示されていること。企業のニーズを的確かつ効果的に把握するための工夫や調査結果を教材作成に活かす方策について独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。	10
	2. 組織の経験・能力 [50 点]	50
6.1.1	教材作成実績 過去5年間で大学または企業向け e-learning コンテンツまたは研修教材を3件以上作成した実績があること。組織が過去5年間で類似又は同等の専門性を有する研修教材を作成した実績があればその内容に応じて加点する。	25
6.1.2	データサイエンスに関する動画作成実績 直近3年間において、データ分析、統計学、機械学習等に関する有料の動画教育コンテンツの作成実績を1件以上有すること。組織が直近3年間において、類似又は同等の専門性を有する動画教育コンテンツ教材を作成した実績があればその内容に応じて加点する。	20
6.1.3	動画制作能力 HD画質(1080p以上)での動画撮影・編集設備を保有しており、映像制作技術者を2名以上配置できること。提案書において、本業務に必要な動画制作能力を有していると認められる場合에만、加点要素として得点を与える。	5

	3. 業務従事予定者の経験・能力 [40点]	45
6.2.1	<p>プロジェクトマネージャー</p> <p>データサイエンスに関する教材作成プロジェクトの管理経験を5年以上有する者を専任で配置すること。プロジェクトマネージャーには、データサイエンスに関連した分野の修士号以上を取得している者を配置すること。業務従事予定者が過去に類似又は同等の専門性を有するプロジェクトに従事した実績があればその内容に応じて加点する。</p>	30
6.2.2	<p>チームリーダー</p> <p>プロジェクトマネージャーとは別に、教材作成等のチームリーダーを担うことができるデータサイエンスの専門家を少なくとも2名配置すること。このチームリーダーには、データサイエンスに関する教材作成プロジェクトへの従事経験を3年以上有する者を配置すること。業務従事予定者が過去に類似又は同等の専門性を有するプロジェクトに従事した実績があればその内容に応じて加点する。</p>	15
	4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [10点]	5
6.3	<p>ワーク・ライフ・バランス等の取組</p> <p>以下のいずれかの認定等または内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている場合にのみ、加点要素として得点を与える。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）</p> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）</p> <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p>	5